

第 38 号

令和2年度熊本県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度熊本県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水箇所数	40箇所
(2) 年間総給水量	9,091,785 ^{m³}
(3) 一日平均給水量	24,909 ^{m³}

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	1,099,809千円
第1項 営業収益	764,373千円
第2項 営業外収益	335,436千円

支 出	
第1款 事業費	1,178,448千円
第1項 営業費用	1,101,237千円
第2項 営業外費用	67,211千円
第3項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額25,053千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,134千円及び過年度分損益勘定留保資金20,919千円で補てんするものとする。)。

収 入	
第1款 資本的収入	831,666千円
第1項 企業債	145,000千円
第2項 長期借入金	536,902千円
第3項 工事受託金	4,081千円
第4項 補助金	137,934千円
第5項 会計内返還金	7,749千円

支 出	
第1款 資本的支出	856,719千円
第1項 建設改良費	29,564千円
第2項 企業債償還金	506,414千円
第3項 長期借入金償還金	300,741千円
第4項 予備費	20,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業 設備更新等事業	千円 13,000	(借入先) 銀行、地方公共団 体金融機構、財務省、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券 発行 (その他) 工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができる。 発行価格が額面金 額を下回るときは、 その発行差額をうめ るため必要な金額を 加算した額を限度額 とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができる。
工業用水道事業 会計借換債	132,000			
計	145,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

78,324千円

(他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、164,285千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和2年2月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫